

# 平成20年度における随意契約の見直し状況のフォローアップについて

最高裁判所

## 1 随意契約見直し計画の概要

随意契約見直し計画は、国の契約は競争入札が原則であって随意契約は例外であるとの原点に立ち返り、平成17年度に締結した随意契約について点検・見直しを行い、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、可能なものから速やかに一般競争入札等による契約に移行することとしたものである。

## 2 フォローアップの結果

平成20年度実績は平成17年度実績に比較して、以下のとおりとなっている。

- ① 契約全体は、件数で207件、金額で約8,838百万円それぞれ増加
- ② 競争性のある契約方式については、件数で426件、金額で約12,131百万円それぞれ増加
- ③ 競争性のない随意契約については、件数で219件、金額で約3,293百万円それぞれ減少

## 3 平成20年度における競争性のある契約方式の状況

平成20年度は、平成17年度と比較すると、「競争性のある契約方式」が12.8ポイント増加している。

